

福岡県医発第715号(地)

平成20年 6月19日

各医師会長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

糖尿病合併症管理料算定に係る施設基準要件について

平成20年度診療報酬改定において新設されました糖尿病合併症管理料につきましては、糖尿病足病変患者の看護に従事した5年以上の経験を有する専任の常勤看護師、かつ糖尿病足病変の指導に係る「適切な研修」を修了した者が配置されていることが、施設基準要件となっております。

このたび福岡社会保険事務局との協議の結果、「日本糖尿病療養指導士会」の研修と同様、「福岡糖尿病療養指導士会」が認定する研修につきましても当該施設基準の研修要件として認められることとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、会員各位への周知方宜しくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉